

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業

事業者選定基準

(250501 版)

令和7年5月

丸亀市

— 目 次 —

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
2.1. 事業者選定方式	1
2.2. 事業者選定方法	1
2.3. 事業者選定の体制	1
3. 選定の手順	2
3.1. 参加資格審査（第一次審査）	3
3.2. 提案内容審査（第二次審査）	3
3.2.1. 提案資料の確認	3
3.2.2. 見積価格の確認	3
3.2.3. 必須項目審査	3
3.2.4. 加点点目審査	3
3.2.5. 総合評価点	7
4. 優先交渉権者の決定	8
4.1. 優先交渉権者の決定	8
4.2. 結果及び評価の公表	8
4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置	8

1. 本書の位置づけ

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、丸亀市（以下「市」という。）が、丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、プロポーザル参加者へ公表する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、事業者を決定するにあたって、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、プロポーザル参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者選定の概要

2.1. 事業者選定方式

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的な業務の提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（見積価格の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価点の算定）を行う。なお、参加資格審査は、提案内容審査の対象となるプロポーザル参加者を選定するためのみ行うこととし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

2.3. 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置した丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びにプロポーザル参加者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会は、下表の5名の委員で構成され、選定委員会における審査は非公開とする。

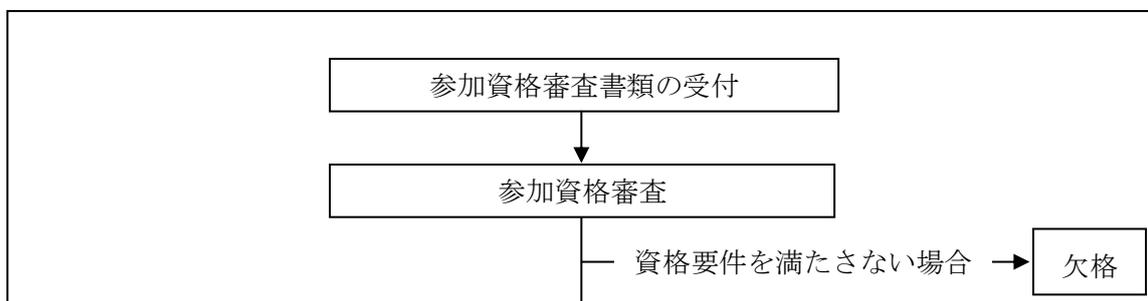
また、最優秀提案者の選定に関して、プロポーザル参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の応募者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	吉長 成恭	一般社団法人ちゅうごく PPP・PFI 推進機構 代表理事
委員	中山 哲士	岡山理科大学工学部建築学科 准教授
委員	中尾 しのぶ	元香川県教育委員会事務局 保健体育課 主任指導主事 公益財団法人 香川県学校給食会理事
委員	横田 拓也	丸亀市副市長
委員	末澤 康彦	丸亀市教育長

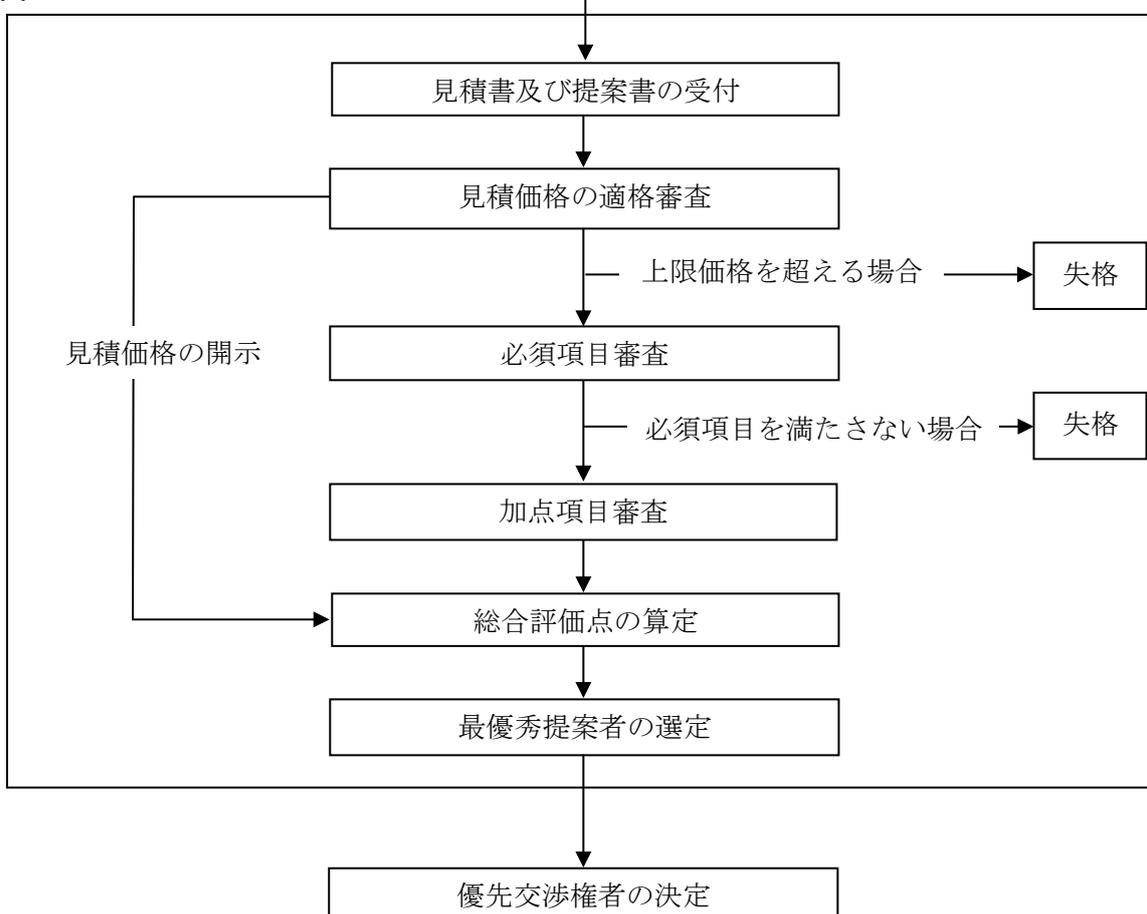
3. 選定の手順

選定の手順は、次のとおりとする。

(1) 参加資格審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



3.1. 参加資格審査（第一次審査）

参加資格の審査では、プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（参加資格がない）とする。

3.2. 提案内容審査（第二次審査）

3.2.1. 提案資料の確認

提出された提案書を確認し、様式集に記載した提出書類がすべて揃っていることを確認する。提案書に不備がある場合は、失格とする。

3.2.2. 見積価格の確認

市は、見積書に記載された見積価格が提案限度額を超えていないことを確認する。見積価格が提案限度額を超える場合は、失格とする。

3.2.3. 必須項目審査

プロポーザル参加者の提出した提案書の内容が、市が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する。

提案内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。

必須項目審査は以下のとおりとする。

ア 要求水準書の要求水準が未達でないこと。

イ 募集要項に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

3.2.4. 加点項目審査

提案書のうち、市が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

評価点は、全体で1,000点満点とする。

加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

(1) 加点項目審査の評価基準

a) 事業計画に関する提案

評価内容	配点	様式
① 事業実施方針・実施体制 <ul style="list-style-type: none">・本事業の目的、施設の役割等に合致したグループの事業実施方針について・事業実施方針を具現化するための統括責任者を中心とした事業期間全体にわたるグループ内の実効性のある実施体制について・品質の向上に向けて、官民協働で日々改善を図るモニタリング等の時代に即した体制と手法について・運営・維持管理期間における設計・建設企業の協力について・調理や配送・回収、配膳の業務の横断等、合理的かつ効率的な運営業務及び維持管理業務の実施体制について	50	様式 39-1
② リスク管理の方針 <ul style="list-style-type: none">・リスクを顕在化させない仕組みについて・リスクが顕在化した場合の対応策について・いずれかの構成員の業務遂行が困難となった際の対応策について	30	様式 39-2
(計)	80	

b) 設計・建設に関する提案

評価内容	配点	様式
① 施設、付帯設備の配置計画とデザイン <ul style="list-style-type: none">・機能性や安全性、車両等の動線を考慮した施設配置や付帯設備のレイアウトについて・米飯棟との接続方法について・周辺環境に調和した施設デザインについて	30	様式 40-1
② 新センター棟のゾーニングと諸室・設備の整備計画 <ul style="list-style-type: none">・施設内部において、給食エリアのゾーニング、諸室配置、人と物の動線等に係る安全・衛生や機能性及び作業環境等を考慮した配置計画について・事業期間中の児童数の減少等による提供食数の変化に対応できる施設・設備について・従業員の良好な労働環境のための施設配置や空調設備の設置について・多様な献立に対応し、かつ、2時間以内喫食を実現する調理設備と備品の計画について	40	様式 40-2
③ 施工計画 <ul style="list-style-type: none">・工期を踏まえた適切かつ実効性のある整備スケジュールについて・工事期間中の工事現場の安全確保、工程管理、品質管理を適切に行うための体制や方策について・令和10年3月まで既存センター棟での給食提供終了後に、新センター棟にインフラを切り替え、令和10年4月からの給食提供を確実にを行う施工計画について	40	様式 40-3
④ 既存センター棟の環境改善、周辺環境等への配慮 <ul style="list-style-type: none">・既存センター棟調理員の労働環境の向上のため、令和8年6月までの効果的な空調設備等の整備について	50	様式 40-4

評価内容	配点	様式
<ul style="list-style-type: none"> ・新センター棟整備中や既存センター棟解体中、既存センター棟解体後の各段階における給食調理の衛生環境の確保について ・新センター棟整備中や既存センター棟解体中、既存センター棟解体後の各段階における給食センター職員や関係車両（食材搬入車、配送車）の安全確保について ・建設工事に伴う粉塵、騒音、振動、悪臭、交通渋滞等の周辺環境等への配慮について 		
⑤ 環境性能・ライフサイクルコストへの配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ZEB Ready 以上の取得、エコマテリアルの採用、省資源化など、環境負荷の低減について ・光熱水費の低減に資する省エネルギー、高効率機器等の採用について ・耐久性の高い機器の採用や施設の長寿命化など、ライフサイクルコストの低減について 	40	様式 40-5
⑥ 停電対策 <ul style="list-style-type: none"> ・一時停電時での給食実施に向けた設備について ・災害等による停電時での地域の災害支援と給食再開準備を行うための設備について 	20	様式 40-6
(計)	220	

c) 開業準備に関する提案

評価内容	配点	様式
① 円滑かつ確実な供用開始に向けた開業準備 <ul style="list-style-type: none"> ・供用開始後の運営を円滑かつ確実に実施するための開業準備について 	20	様式 41-1 41-2
(計)	20	

d) 維持管理に関する提案

評価内容	配点	様式
① 実施体制及び品質管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の不具合、事故等発生時に速やかな対処を実現する体制について 	40	様式 42-1
② 修繕計画・ライフサイクルコストへの配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全を基本とした施設・設備の劣化等による危険・障害の未然防止について ・維持管理コストの低減や調理設備の長寿命化について ・維持管理業務及び運営業務の観点からの、環境負荷低減（省エネルギー、省資源化）及びライフサイクルコスト（特に光熱水費）低減の方法について ・米飯棟の施設・設備に関する予防保全の方策と長寿命化について 	30	様式 42-2
(計)	70	

e) 運営に関する提案

評価内容	配点	様式
① 実施体制・セルフモニタリング	40	様式

評価内容	配点	様式
<ul style="list-style-type: none"> ・運營業務総括責任者を中心とした、調理・アレルギー対応食・配送・回収・配膳の業務の着実な履行を行う実施体制（経験者の配置、欠員への具体的な対応等）について ・業務履行状況を管理するセルフモニタリング及び運営会議の結果等によるPDCA サイクルの実施について ・業務従事者の良好な労働環境の確保に係る方策について 		43-1
② 質の高い給食の安定的な提供 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な献立に対応できる体制や方策について ・有機食材を含めた地産野菜の積極的な活用に対応する方策について ・子どもの発達段階に応じた調理方法等、質の高い給食を安定的に提供するための具体的な方策について 	50	様式 43-2
③ 給食の安全・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・HACCP の概念に基づく衛生管理の徹底を実践する方策について ・異物混入や食中毒（ノロウイルス、O-157 等）の発生を未然に防ぐ具体的な方策について ・従業員の安全・衛生に関する教育・訓練、健康管理の具体的な計画について 	50	様式 43-3
④ 食物アレルギー対応 <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応食を安全確実、かつ、おいしく調理・提供するための体制や方策について ・除去すべき食材の混入防止の確実な実施について ・将来的な対応品目の増加に対応するための具体的な方策について 	50	様式 43-4
⑤ 配送・回収業務、配膳業務 <ul style="list-style-type: none"> ・配送・回収業務及び配膳業務の効率的な履行について ・欠員が出た場合にも給食提供に支障を生じない体制について ・経験者の雇用等、業務水準を低下させない方策について ・交通事情の分析を踏まえた効率的、かつ、調理後 2 時間以内喫食が可能な配送方式の選択及び配送計画について 	30	様式 43-5
⑥ 食育支援(自主事業を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の基本理念等に即した食育支援について ・生徒等にとって魅力ある食育に対する支援について ・市の食育の拠点として本件施設を活用する具体的な方策について ・地産野菜や有機農産物等に関する食育支援について 	30	様式 43-6
(計)	250	

f) その他に関する提案

評価内容	配点	様式
① 地域への貢献		
・設計・建設業務における市内事業者の活用について 評価点=20点×(当該提案者の市内事業者への発注額/(参加者のうち市内事業者への最高発注額))	20	様式 44-1-1
・現第二学校給食センター給食業務に従事する会計年度任用職員の再雇用に対する方針について ・その他、市民の雇用による地域社会への貢献について	15	様式 44-1-2
・運営・維持管理業務における市内企業の活用や資材等の調達について ・長期に渡る事業期間を通じた、地域や教育行政との関わり等について	5	様式 44-1-3
② 災害支援・協力体制		
・災害時等における市との協力体制について	20	様式 44-2
(計)	60	

g) 価格に関する提案

評価内容	配点	様式
① 事業コストの比較 評価点=300点×(最低提案金額/当該提案金額)	300	様式 46
(計)	300	

(2) 採点の基準

a) ~f) については、評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により評価点を付与する。

	評価内容	採点レート
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が非常に優れている提案内容	当該項目の配点×100%
B	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている提案内容(AとCの中間の提案内容)	当該項目の配点×80%
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている提案内容	当該項目の配点×60%
D	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容がやや優れている提案内容(CとEの中間の提案内容)	当該項目の配点×40%
E	要求水準書の記載を満たす程度の提案内容	当該項目の配点×20%

3.2.5. 総合評価点

選定委員会は、算定した評価点の合計(総合評価点)が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

4. 優先交渉権者の決定

4.1. 優先交渉権者の決定

市は、参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、a)～f) の評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、a)～f) の評価点の合計点も同点の場合は、a)～f) のうち配点が 50 点以上の審査項目における評価点の合計が高い者を優先交渉権者とする。さらに、a)～f) のうち配点が 50 点以上の審査項目における評価点の合計点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて最優秀提案者を決定する。

なお、プロポーザル参加者が 1 者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切（a)～f) の評価点が 700 点中 420 点以上の場合）と判定し、最優秀提案者と選定された場合、優先交渉権者として決定する。

4.2. 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各プロポーザル参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、事業者選定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各プロポーザル参加者が獲得した得点も公表する予定である。

4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

プロポーザル参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的にプロポーザル参加者がいない場合には、最優秀提案者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

ただし、プロポーザル参加者全員が、参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合、及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合（a)～f) の評価点が 700 点中 420 点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。